

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 組織規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

平成 25 年 01 月 08 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、社員総会又は理事会の決議に基づき、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意思決定機関)

第 2 条 この法人の運営について必要な事項を審議決定するため、次の意思決定機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会

(業務執行機関)

第 3 条 この法人の業務を執行するため、次の業務執行機関を置く。

- (1) 会長（代表理事）
- (2) 副会長
- (3) 業務執行理事（総務担当理事、財務担当理事、事業担当理事、業務担当理事）

(監査機関)

第 4 条 この法人の会計、財産及び理事の業務執行等の状況を監査するため、監事を置く。

(諮問機関)

第 5 条 この法人の運営及び業務について意見を聴くため、理事会の下に次の諮問機関を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 企画委員会

(事業実施機関)

第 6 条 この法人の事業を実施するため、理事会の下に事業実施機関としてプロジェクト事業委員会を置く。

(事務局)

第 7 条 この法人の業務の執行を補助するため、理事会の下に事務局を置く。

2 事務局は次の部門をもって構成する。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 業務部

3 事務局に事務局長、事務局次長、部長、部長補佐、課長（チームリーダー）、課長補佐（チームサブリーダー）及び主事の職制をしく。

(組織図)

第 8 条 この法人の組織図を別紙のとおり定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

(別紙)

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム組織図

